

第 1 回旭区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会 議事要旨

日 時	令和元年 12 月 25 日（水） 9 時 58 分～11 時 6 分
開 催 場 所	旭区役所本館 3 階カンファレンスルーム
出 席 者	<p>【選定委員会委員】</p> <p>委 員 長：相澤 一喜 （旭区医師会代表）</p> <p>委 員：中野 文雄 （旭区老人クラブ連合会会長）</p> <p style="padding-left: 2em;">中村 広子 （旭区地域子育て支援拠点運営法人代表）</p> <p style="padding-left: 2em;">仁科 美奈江（めばえ会親の会代表）</p> <p style="padding-left: 2em;">馬場 正男 （税理士）</p> <p style="padding-left: 2em;">真鍋 貴子 （旭区社会福祉協議会ボランティア分科会会長）</p> <p style="padding-left: 2em;">峰松 雅子 （旭区民生委員児童委員協議会会長）</p> <p>【事務局】</p> <p>福祉保健センター：岡ノ谷センター長</p> <p>福祉保健課：小河内課長、吉村係長、緒方、山口</p>
欠 席 者	委 員：豊田 宗裕 （聖徳大学心理・福祉学部社会福祉学科教授）
開 催 形 態	公開（一部非公開※）傍聴者：1 名 ※議事 2 「地域ケアプラザの指定管理者の選定について」以降は非公開
会 議 内 容	<p>1 あいさつ</p> <p>旭区福祉保健センター長よりあいさつ。</p> <p>2 委員紹介</p> <p>事務局より選定委員の紹介。</p> <p>3 指定管理者選定委員会及び要綱について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者選定委員会の概要 ・「横浜市旭区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱」 ・「横浜市旭区地域ケアプラザの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱」 <p>について事務局より説明。</p> <p>議事 1 委員会の公開・非公開について</p> <p>審議のうえ委員会として次のとおり決定。</p> <p>応募団体に対する公平性等を保つため次の審議事項は非公開とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回選定委員会審議事項のすべて（※） <ul style="list-style-type: none"> ※公募要項の内容、選定基準、選定手続きの細目 ・第 2 回選定委員会審議事項のうち、 <ul style="list-style-type: none"> 応募団体審査、指定候補者及び次点候補者の選定 →応募団体によるプレゼンテーション及び質疑応答は応募団体関係者を除き公開とする。

(以降、非公開)

議事2 地域ケアプラザの指定管理者の選定について

(1) 公募要項(案)について

事務局から案を説明し、審議のうえ案のとおり決定。

(2) 審査・選定について

事務局から案を説明し、審議のうえ次のとおり決定。

ア 評価基準項目(採点表)について

- ・事務局案のとおり決定。
- ・今宿地域ケアプラザのみ市民利用施設と合築のため、項目1「運営ビジョン」(4)合築施設との連携についての項目の評価対象となる。
- ・項目7を除く各項目の採点は5段階評価(5・4・3・2・1)で行い、それぞれ係数を掛けて、項目の評点を算出する。
- ・項目7「前期の指定管理業務の実績」(1)前期の指定管理業務の実績については、配点を±10点とする。また、(2)職員配置状況については、0点または-5点とする。
- ・満点は、市民利用施設と合築の横浜市今宿地域ケアプラザは310点。それ以外の施設は300点とすることを決定。

イ 財務状況に係る項目の評価について

- ・健康福祉局による外部評価の結果を参考にし、財務に関する有識者の委員による評価結果を、評価を付けた理由を選定委員会で共有したうえで、全委員が同じ評点をつけるものとする。

ウ 最低制限基準について

- ・最低制限基準を配点合計の60%以上とする。

エ 選定委員が委員会を欠席した場合の取扱いについて

第2回選定委員会(面接・審査)を欠席した場合は、集計に含めないことを決定。

オ 指定候補者及び次点候補者の決定について

総得点が最も高い団体を指定管理者の候補者に、総得点が2位の団体を指定管理者の次点候補者にすることを決定。

カ 同点1位の団体が複数発生した場合の審議の順番について

以下の順で指定管理者の候補者を選定することを決定。

- ①委員長を含む出席委員による投票
- ②委員長を除く出席委員による投票

キ 応募内容変更・追加の禁止について

- ・応募書類については、応募受付締切までの内容変更又は書類の追加は認めるが、それ以降は委員の審査に入るため不可とすることを決定。
- ・面接時に説明資料を配布することやパワーポイントで説明をすることについては認めることを決定。

ク 面接審査の実施方法について

- ・5月13日（水）、5月20日（水）の2日間に分けて実施することを決定。2日間とも開始時刻は午前9時30分。
（5月13日（水）：3施設、5月20日（水）：4施設）
- ・時間は、1団体あたり50分とすることを決定。
（プレゼンテーション15分、質疑応答20分、意見交換・採点15分）

ケ 選定委員会の採点及び公表方法について

- ・各委員の採点及び採点理由等の相互確認を行うことを決定。
- ・個々の委員の採点を委員名を伏せたかたちでホームページに公表することを決定。

コ 委員と応募団体との利害関係の確認について

より公平な審査を期するため、委員と応募団体に利害関係がないことの確認書を委員に提出いただくことを決定。

- ・委員本人との利害関係が確認された場合
→公募要項に規定する欠格事項に該当し応募法人を失格とすることを決定。
- ・委員の2親等以内の親族との利害関係が確認された場合
- ・委員が応募団体に対し請負をする者もしくはその団体の役員等であることが確認された場合
→委員を排斥することを決定。

[主な質疑応答]

委員：委員と応募団体との利害関係の話があったが、地域ケアプラザの運営協議会の委員を務めている者は、選定委員として選定に関わっても良いのか。

事務局：問題ない。

委員：団体の応募書類と面接審査でのプレゼンテーションの内容が異なっていると感じた場合はどのように採点を行えば良いのか。

事務局：面接審査は時間が限られているため、応募団体が抜粋してプレゼンテーションを行う場合もある。疑問に感じた点は、質疑応答の時間で応募団体に確認を行っていただき、その上で採点を行っていただきたい。

	<p>委員：5月13日（水）、5月20日（水）の面接審査実施施設については、 どのように決定するのか。</p> <p>事務局：各施設の応募団体が出揃った時点で1日のスケジュール等を考慮し 決定する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--